

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次	ページ
----	-----

告示	
字の区域の変更(四四〇・市町村課).....	1
生活保護法による介護機関の指定(四四一・福祉政策課).....	1
結核予防法による医療機関の指定(四四二・本荘保健所).....	2
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(四四三・大曲保健所).....	2
結核予防法による医療機関の指定(四四四・大曲保健所).....	2
優良図書等の推奨(四四五・四四六・県民文化政策課).....	2
青少年に有害な図書類の指定(四四七・県民文化政策課).....	3
青少年に有害な興行の指定(四四八・県民文化政策課).....	3
保安林の指定の解除(四四九・仙北地域振興局農林部).....	4
争議行為の予告(四五〇・労働政策課).....	5
開発行為に関する工事の完了(四五一・鹿角地域振興局建設部).....	5
建築基準法による道路位置の指定(四五二・仙北地域振興局建設部).....	6
公告	
土地改良区の定款変更の認可(北秋田地域振興局農林部).....	6
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(秋田地域振興局農林部).....	6
県営土地改良事業工事の完了(秋田地域振興局農林部).....	7
土地改良区の新たな土地改良事業の施行の認可申請を適当とする旨の決定(仙北地域振興局農林部).....	7
市町村営土地改良事業の施行の協議を適当とする旨の決定(仙北地域振興局農林部).....	7
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(雄勝地域振興局農林部).....	7
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課).....	8

告 示

秋田県告示第四百四十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、平鹿郡雄物川町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があつたので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があつた日の翌日から効力を生ずる。

平成十六年五月二十一日

秋田県知事 寺田典城

変更前の字の区域	変更後の字の区域
平鹿郡雄物川町会塚字下野 四九から五四まで、五五の一、五五の二、五六、五七の二及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部	平鹿郡雄物川町会塚字 大樋脇
平鹿郡雄物川町字柏木 三一の一、三二から三七まで、三八の一、五三の一、五四から五六まで、八二の一の一部、八二の二、八三から八五までの各一部、八六の一の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部	平鹿郡雄物川町会塚字 又兵衛
平鹿郡雄物川町字南四津屋 会塚字又兵衛二二五、二二六、三八九に隣接する字南四津屋の水路である国有地の一部	平鹿郡雄物川町会塚字 又兵衛

秋田県告示第四百四十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成十六年五月二十一日

秋田県知事 寺田典城

名称	開設者氏名又は名称	所在地	サービスの種類	指定年月日
いこいの里	有限会社ユウメディカル 取締役	仙北郡六郷町六郷字遠槻百五十四番地一	短期入所生活介護	平成十六年四月一日
介護相談センター	有限会社ユウメディカル 取締役	仙北郡六郷町六郷字遠槻百五十四番地一	居宅介護支援事業	平成十六年四月一日
グループホーム康々園	有限会社一輝 代表取締役	仙北郡平鹿町浅舞字伊勢堂八十四番地一	痴呆対応型共同生活介護	平成十六年四月一日

秋田県告示第四百四十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。

平成十六年五月二十一日

秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	指定年月日
みちかわ薬局	由利郡岩城町内道川字井戸ノ沢 二十一番一号	平成十六年五月十七日

秋田県告示第四百四十三号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があったので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十六年五月二十一日

秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	辞退年月日
神岡診療所	仙北郡神岡町神宮寺字本郷下六十四一	平成十六年三月十七日

秋田県告示第四百四十四号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。

平成十六年五月二十一日

秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	指定年月日
神岡診療所	仙北郡神岡町神宮寺字本郷下六十四番地の一	平成十六年五月七日

秋田県告示第四百四十五号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例(昭和五十三年秋田県条例第三十三号)第五条の二の規定により、次の図書を優良な図書として推奨する。
平成十六年五月二十一日

秋田県知事 寺田典城

推奨番号	図 書 名	発 行 所	推 奨 理 由
一	がんばれ!「ガクちゃん」先生 脳性まひの現役中学校教師の奮戦記	㈱小学館	「納得のいくまで挑戦する」ということの大切さを学べる本であり、青少年の健全な育成に有益であると認められる。
二	Say "No!" やめて! "といおう 悪い人から自分をまもる本	㈱岩崎書店	子どもが身を守る方法を、親と一緒に話し合うテキストとなる本であり、青少年の健全な育成に有益であると認められる。

秋田県告示第四百四十六号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例(昭和五十三年秋田県条例第三十三号)第五条の二の規定により、次の映画を優良な映画として推奨する。
平成十六年五月二十一日

秋田県知事 寺田典城

推奨番号	題 名	配 給 所	推 奨 理 由
一	長編アニメーション映画「ハードル」	長編アニメーション映画「ハードル」製作委員会	子どもたちの問題の真実に迫り、子どもたちや大人に問題を乗り越えていく勇気を与える作品であり、青少年の健全な育成に有益であると認められる。

秋田県告示第四百四十七号
秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例(昭和五十三年秋田県条例第三十三号)第九条第一項の規定により、次の図書を青少年に有害な図書類として指定し平成十六年五月二十一日から施行する。
平成十六年五月二十一日

秋田県知事 寺田典城

指定番号	図 書 名	発 行 所	指 定 理 由
一〇二七五	エルティーンSpecial VOL. 61	㈱近代映画社	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇二七六	裏モノ JAPAN 2004 6月号	鉄人社	
一〇二七七	ゴリラック 2004 5月号 VO 1.43	ゴリラック編集部	
一〇二七八	スクープ! コレクション お宝ガールズ6月号(2004)増刊	㈱コアマガジン	
一〇二七九	BUBKA Max 2004 6月号	"	
一〇二八〇	バステルスター 2004 6月号	㈱笠倉出版社	
一〇二八一	裏BUBKA 2004 6月号	㈱コアマガジン	
一〇二八二	スキヤンダル映像大検証 ドンキホーテのパチンコ天国6月号(2004)増刊	㈱白石書店	
一〇二八三	PARADI 2004 5月号	パラディ編集部	
一〇二八四	プレミアムグラマー Vol. 2	㈱コアマガジン	

秋田県告示第四百四十八号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例(昭和五十三年秋田県条例第三十三号)第十条第一項の規定により、次の興行を青少年に有害な興行として指定し平成十六年五月二十一日から施行する。

平成十六年五月二十一日

映画

秋田県知事 寺田典城

指定番号	題 名	配 給 会 社	指 定 理 由
六一九五	激生ソープ 熟乳泡まみれ	オーピー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六一九六	せつないかもしれない	オーピー映画	
六一九七	究極性感 恥穴えくり	オーピー映画	
六一九八	令嬢姉妹飼育	新東宝映画	
六一九九	令嬢姉妹飼育2 性奴隷	新東宝映画	
六二〇〇	犬小屋の妻 発情しました	新日本映像	
六二〇一	欲情義母 息子を喰う	新日本映像	
六二〇二	セックス調査団	ニューセレクト	
六二〇三	マゾ麗奴 囚われて	オーピー映画	
六二〇四	淫乱なる一族 第一章 痴人たちの戯れ	新東宝映画	
六二〇五	新日本映像ニュース 犬小屋の妻 発情しました	新日本映像	
六二〇六	新日本映像ニュース 欲情義母 息子を喰う	新日本映像	
六二〇七	浮気な家族	ギャガ・コミュニケーションズ	
六二〇八	星川みなみ いたいけな巨乳	オーピー映画	
六二〇九	ヒッチハイク溺れる箱舟	バイオタイト	

秋田県告示第四百四十九号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、
 次の森林について保安林の指定を解除する。

六二一〇	人妻女校医 保健室の不倫	新日本映像
六二一一	新日本映像ニュース 人妻女校医 保健室の不倫	新日本映像
六二一二	白い肌の誘惑 ロシア未亡人	新日本映像
六二一三	欲求不満な女たち すけべ三昧	オーピー映画
六二一四	女子大生 恥じらいの喘ぎ	オーピー映画
六二一五	桃色画報	ニューセレクト
六二一六	淫乱なる一族 第二章 絶倫の果てに	新東宝映画
六二一七	こつてり奥さん 夫の弟もくわえて	オーピー映画
六二一八	新日本映像ニュース 白い肌の誘惑 ロシア未亡人	新日本映像
六二一九	スキヤンダル	松竹
六二二〇	兄貴と俺 燃える菊紋	オーピー映画
六二二一	乱痴女 美脚フェロモン	オーピー映画
六二二二	痴漢探偵 ワレメのTRICK	新東宝映画
六二二三	四十路熟女妻 立たせませす	新日本映像
六二二四	新日本映像ニュース 四十路熟女妻 立たせませす	新日本映像

平成十六年五月二十一日

秋田県知事 寺田典城

森 林 の 所 在 場 所			全 面 積		保 安 林 面 積	保 安 林 解 除	指 定 の 目 的	解 除 の 理 由
郡 市	町 村	大 字	地 番	台 帳 (平方メートル)	見 込 み (ヘクタール)	見 込 み (ヘクタール)	面 積 見 込 み (ヘクタール)	
仙北郡	千畑町	金沢東根	〇・〇八の六	一八四	〇・〇一八四	〇・〇一八四	〇・〇一八四	干害の防備 兼公衆の保 健
仙北郡	千畑町	金沢東根	二〇八の四 三	五九三	〇・〇一八四	〇・〇一八四	〇・〇一八四	干害の防備 兼公衆の保 健
仙北郡	千畑町	金沢東根	二〇八の六 〇	〇・〇五九三	〇・〇五九三	〇・〇五九三	〇・〇五九三	干害の防備 兼公衆の保 健

(関係図面は省略し、農林水産部森林整備課及び仙北地域振興局農林部並びに仙北郡千畑町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第四百五十号

平成十六年五月二十二日秋田県厚生連労働組合中央執行委員長中村秀也から次のとおり争議行為を行う旨の通知を受けたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、公表する。

平成十六年五月二十一日

秋田県知事 寺田典城

四 概要

本荘市川口字家後三十八番地
大曲市通町一番三十号
横手市駅前町一番三十号
湯沢市表町三丁目三番十五号
秋田市八橋南二丁目十番十六号

由利組合総合病院
仙北組合総合病院
平鹿総合病院
雄勝中央病院
秋田県厚生連本所

救急外来患者、入院中の重症患者、人工透析、検診、人間ドック、訪問看護、リハビリ教室、デイケア及び予約検査のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキその他の争議行為を行う。

秋田県告示第四百五十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十六年三月二十九日付け指令鹿建 十三 四で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十六年五月二十一日

秋田県知事 寺田典城

- 一 事件 年間手当に関する事。
- 二 日時 平成十六年五月二十二日以降事件解決の時まで、連日又は短時間にわたって行う。
- 三 場所
 - 鹿角市花輪字八正寺十三番地 鹿角組合総合病院
 - 北秋田郡鷹巣町花園町十番五号 北秋中央病院
 - 能代市落合字上前田地内 山本組合総合病院
 - 山本郡山本町森岳字田尻百七番地 山本組合総合病院
 - 森岳診療所
 - 南秋田郡八郎潟町川崎字貝保三十七番地 湖東総合病院
 - 秋田市飯島字西袋二百七十三番一号 秋田組合総合病院

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
新潟県新潟市米山四丁目一番二十八号

株式会社コメリ 代表取締役 捧 賢 一
 二 開発区域に含まれる地域の名称
 鹿角市十和田毛馬内字中陣場三十六番一、三十七番、四十八番一

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定に基づき、公告する。
 平成十六年五月二十一日
 秋田県知事 寺 田 典 城

申請者の住所及び氏名 大曲市東川字佐戸三十九番地 大槻工業株式会社 代表取締役 大槻 正太郎	道路の位置の指定箇所 大曲市大曲字上高畑百十五番一、百十五番一	道路の延長 三十七メートル	道路の幅員 六メートル	指定年月日 平成十五年九月二十四日
---	------------------------------------	------------------	----------------	----------------------

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、大館市上川沿土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十六年五月十二日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から次のとおり役員(の退任及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年五月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 若美町渡部土地改良区

(一) 退任監事の住所及び氏名

南秋田郡若美町払戸字渡部三十九番地

〃 〃 〃 〃 四十九番地

〃 〃 〃 〃 三十三番地

(二) 就任監事の住所及び氏名

鈴木善一郎
 小野惣一郎
 川崎正好

二 秋田市上新城土地改良区

(一) 退任理事の住所及び氏名

秋田市新城区五十丁字大木前三十五番地

〃 〃 〃 〃 保多野字家合六十七番地

〃 〃 〃 〃 五十丁字杉崎八十八番地

〃 〃 〃 〃 湯の里字家の前二十一番地

〃 〃 〃 〃 五十丁字大村屋敷百九十七番地

〃 〃 〃 〃 小又字田中十三番地

〃 〃 〃 〃 五十丁字大村屋敷三十四番地の一

〃 〃 〃 〃 〃 二十五番地

〃 〃 〃 〃 〃 白山字白山六番地

〃 〃 〃 〃 〃 保多野字山鼻三十番地

〃 〃 〃 〃 〃 五十丁字小林百五番地の二

(二) 就任理事の住所及び氏名

秋田市新城区五十丁字大木前三十五番地

〃 〃 〃 〃 湯の里字家の前二十一番地

〃 〃 〃 〃 〃 小又字田中十三番地

小野惣一郎
 川崎正好
 戸嶋長門
 渡邊正男
 佐藤三郎
 渡辺豊美
 佐藤金一郎
 中嶋庄次
 佐藤重博
 長坂一重
 三浦昭司
 佐藤栄
 三浦悦
 石井喜悦
 渡邊正男
 佐藤金一郎
 佐藤重博

秋田市上新城五十丁字大村屋敷三十四番地の一

保多野字山鼻三十番地

五十丁字小林百五番地の二

字大村屋敷百九十八番地

字大平三番地

保多野字家合三十六番地

白山字白山三番地

退任監事の住所及び氏名

秋田市上新城小又字寄合田一番地の一

石名坂字泉沢九番地

五十丁字小林百三十七番地

就任監事の住所及び氏名

秋田市上新城石名坂字泉沢九番地

五十丁字小林百三十七番地

小又字脇野田十番地

鎌田政勝

渡辺金春

佐藤勳夫

渡辺金春

佐藤久一

佐藤勳夫

渡辺金春

渡辺金春

佐藤勳夫

渡辺金春

佐藤勳夫

渡辺金春

佐藤勳夫

渡辺金春

佐藤勳夫

渡辺金春

佐藤勳夫

渡辺金春

佐藤勳夫

渡辺金春

佐藤勳夫

渡辺金春

佐藤勳夫

渡辺金春

完了年月日 平成十六年三月三十日

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する

同法第八条第一項の規定により、仙北郡千畑町土地改良区からなされた新たな土地改

良事業の施行に係る申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用

する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十六年五月二十一日

秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業（下鶴ヶ沢地区農小規模土地改良事

業（かんがい排水）計画書及び定款の写し

二 縦覧期間 平成十六年五月二十四日から同年六月十八日まで

三 縦覧場所 仙北郡千畑町役場

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用

する同法第八条第一項の規定により、太田町からなされた土地改良事業の施行に係る

協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条

第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十六年五月二十一日

秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき書類の名称 町営土地改良事業（太田田園地区農村振興総合整備

統合補助事業（むらづくり交付金）計画書及び条例の写し

二 縦覧期間 平成十六年五月二十四日から同年六月十八日まで

三 縦覧場所 仙北郡太田町役場

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、雄

勝郡山田五ヶ村堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任の届出があつたので、

同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十六年五月二十一日

秋田県知事 寺田典城

一 退任理事の住所及び氏名

雄勝郡羽後町床舞字後野三十一番地

湯沢市深堀字淵尻百十二番地

雄勝郡羽後町赤袴字赤袴六十八番地

湯沢市山田字上ノ宿四十八番地

字下六日町四十四番地

藤原喜一

井上榮悦

大坂芳市

菅原幸作

藤原榮作

菅原幸作

藤原榮作

<p>湯沢市松岡字切畑百三番地 雄勝郡羽後町野中内沢田七十二番地の一 湯沢市山田字坂越五十番地 雄勝郡羽後町貝沢字外鳥居四十八番地 湯沢市深堀字深堀四十五番地の二 雄勝郡羽後町貝沢字貝沢四番地 就任理事の住所及び氏名 二 雄勝郡羽後町貝沢字貝沢四番地 湯沢市山田字坂越五十番地 雄勝郡羽後町床舞字後野三十一番地 湯沢市石塚字新町六番地 雄勝郡羽後町赤袴字赤袴六十八番地 湯沢市深堀字淵尻百十二番地 " " 字深堀四十五番地の二 雄勝郡羽後町野中内沢田七十二番地の一 湯沢市山田字下六日町四十四番地 " " 字上ノ宿四十八番地 雄勝郡羽後町貝沢字外鳥居四十八番地</p>	<p>菅原 祐三 高橋 一二三 佐藤 貞夫 大野 勝比古 菅 善一郎 中村 房司 中村 房司 佐藤 貞夫 藤原 喜一 宮原 正明 大坂 芳市 井上 榮悦 菅 善一郎 高橋 一二三 藤原 榮作 菅原 幸作 大野 勝比古</p>
--	--

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十六年五月二十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量
発言残り時間表示装置 一式
購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
(二) 納入期限
平成十六年八月三十一日(火)
(三) 納入場所
県が指定する場所
(四) 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

- 二 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を除き、平成十六年五月三十一日(金)から同月三十一日(月)規定する県の休日を除き、平成十六年五月三十一日(金)から同月三十一日(月)までの期間、随時交付する。
四 入札執行の日時及び場所
平成十六年六月四日(金)午後一時三十分
秋田県庁地下一階管財課入札室
五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十條から第六十三條までに規定するところによる。
六 その他
- (一) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
(二) 入札の無効
規則第六十六条に規定するところによる。
(三) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
(四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
(五) その他
詳細は、入札説明書による。

正 誤

ページ	段	行	誤	正
十四	下	十から 十二	(2) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (3) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。 (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

平成十六年一月三十日秋田県公報第千五百四十二号掲載の秋田県告示第九十一号
(保安林指定施設要件変更の予定通知)

(原稿誤り)

- (2) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

平成十六年五月十四日秋田県公報第千五百七十一号掲載の秋田県告示第四百三十号
(道路区域の変更)

(印刷誤り)

三ページ終わりから三行目の次に、次のように加える。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課

(二) 期間 平成十六年五月十四日から同月二十七日まで

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄